

「総合特区制度」の創設

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(H22.6.18閣議決定)

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。

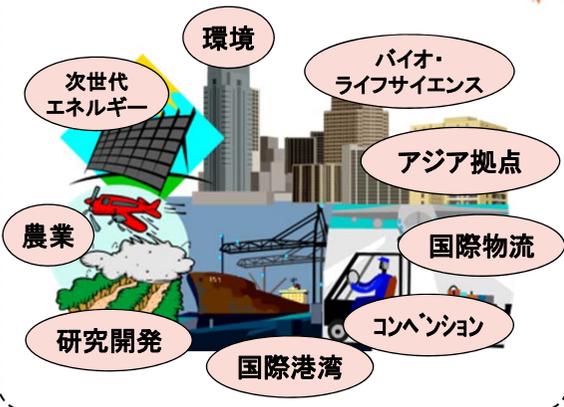
新成長戦略の「21の国家戦略プロジェクト」として総合特区制度の創設を位置付け

規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施

2つのパターンの「総合特区」により、
拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る

国際戦略総合特区

我が国の経済成長の
エンジンとなる産業・機能の
育成に関する先駆的な取組



地域の包括的・戦略的な挑戦(チャレンジ)

規制・制度改革と
税制・財政・金融上の支援措置等の提案

「総合特区」としての指定

国と実施主体の「協議の場」の設置

- ・国と地域が一体となって推進
- ・必要な規制・制度改革と税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に協議・改善・実施等

地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した
先駆的な地域活性化の取組



総合特別区域法案のスキーム(案)

総合特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣)

総合特別区域推進WG

総合特別区域基本方針(閣議決定)

総合特別区域指定申請

(国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域)

- ・地方公共団体が地域協議会の協議等を経て申請
- ・民間は地方公共団体に指定申請することの提案が可能
- ・申請に併せ、新たな規制・制度改革や支援措置について提案

地域協議会

- ・地方公共団体、実施主体等により構成

総合特別区域の指定

- ・推進本部の議を経て内閣総理大臣が指定
- ・国と地域で課題解決の方向性を推進方針として共有

総合特別区域計画の作成・認定

- ・特例措置・支援措置の対象事業について記載

○総合特別区域基本方針のイメージ

1. 総合特区制度の趣旨

- ・新成長戦略等の政策課題を解決するための突破口
- ・地域の責任ある戦略が前提
- ・民間の知恵と資金を最大限活かす
- ・実現可能性ある限定区域に国と地域の政策資源を集中し、規制・制度の特例措置と税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施

2. 総合特別区域の要件

- ① 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
 - ② 先駆性と一定の熟度
 - ③ 地域資源等を活用した取組の「必然性」
 - ④ 地域の「本気度」を示す責任ある関与
 - ⑤ 明確な運営母体
 - ⑥ 有効な国の規制・制度改革の提案
- ※ 国際戦略総合特別区域については、指定数は少数に限定

3. 特例措置・支援措置事項

等

国と地方の協議会(協議の場) ※総合特別区域毎に設置

- ・構成: 国の関係行政機関 ・地方公共団体 ・事業の実施主体(民間・NPO等) 等
- ・協議事項: 新たな規制・制度の特例措置 ・税制・財政・金融上の支援措置 等
- ※ 協議の整った事項について構成員は尊重義務を負う
- ※ 総合特区継続中は継続的に開催し、PDCAサイクルを実施

国が法令等の改正を措置(特例措置等が累次追加)

○特例措置・支援措置

(1) 規制・制度の特例

- ① 個別法・政省令等の特例 (例) 建築基準法の特例、中小企業高度化制度の特例 等
- ② 地方公共団体事務について国が定める基準等の条例委任の特例等(P)

(2) 税制上の特例

- ① 国際戦略総合特区: 国際競争力強化のための法人税の軽減
- ② 地域活性化総合特区: 地域の志のある資金を結集するための措置

(3) 財政上の支援

- ・総合特区に関する計画の実施を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
- ・総合特区推進調整費(151億円)により、なお不足する部分を機動的に補完

(4) 金融上の支援

- ・総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金(1.5億円)を支給

※予算額は平成23年度政府予算案計上額